

郡山市職員腰痛等健康診断実施要領

平成16年 6 月21日制定

平成26年 4 月 1 日一部改正

平成31年 4 月 1 日一部改正

令和 8 年 4 月 1 日一部改正

[総務部職員厚生課]

(趣旨)

第 1 条 この要領は、職場における腰痛予防対策指針（平成25年 6 月18日付け基発0618第 1 号厚生労働省労働基準局長通知）及び、学校給食事業における安全衛生管理要綱（平成 6 年 4 月21日付け基発第 257号労働省労働基準局長通知）に基づいて実施される健康診断について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者及び実施回数)

第 2 条 腰痛等健康診断の受診対象者及び実施回数は次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育業務従事者（保育所における主に 3 歳未満児担当保育士） 1 年に 1 回実施
- (2) 給食業務従事者 2 年に 1 回実施

(実施内容)

第 3 条 腰痛等健康診断の検査項目は、次の各号に掲げる項目とする。

- (1) 問 診 ア 既往歴（腰痛に関する病歴及びその経過）、業務歴
イ 自覚症状（腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害等）の有無
- (2) 診 察 ア 脊柱の検査（姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性及び疼痛、腰背筋の緊張及び圧痛、脊柱棘突起の圧痛等の有無）
イ 神経学的検査（神経伸展試験（ラセーグ徴候）、深部腱反射、知覚検査、筋力低下・筋萎縮の検査）
ウ 脊柱機能検査（腹筋力、背筋力等の機能のテスト）
エ 洗剤等の使用による皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査、手指・上肢の機能の検査（給食業務従事者に限る。）
- (3) レントゲン検査 腰椎 2 方向撮影（医師が必要と認めるものに限る。）

(実施方法)

第 4 条 医療機関に委託し、実施するものとする。

(結果報告)

第5条 医療機関は、各健康診断の結果を結果一覧表に記載し、個人票と併せて職員厚生課長に報告するものとする。

2 職員厚生課長は、結果通知に基づき各所属長を通じて受診者に通知する。

(事後管理)

第6条 精密検査の対象者は、各自マイナ保険証又は資格確認書を使用し、同医療機関で受診するものとする。

(委託料)

第7条 委託料は、1件当たりの単価契約とする。

2 契約単価については、別に定める。

(規定外事項)

第8条 この要領に定めのない事項については、必要に応じこれを定める。

附 則

1 この要領は、平成16年6月21日から施行する。

2 郡山市職員特殊健康診断実施要領（平成2年7月24日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第2条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とする。

第3条中第17号から19号までを削り、第20号を第17号とし、第21号を第18号とし、第22号を第19号とする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。